

奈良県選挙管理委員会告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体から同法第六条第一項の規定により届け出た事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十二月二十六日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

（その他の政治団体）

別紙のとおり

## その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	異動後	異動前	異動年月日
谷よしかず後援会	藤本秀隆	代表者	藤本秀隆	藤本太郎	令和5年4月18日
ときわ会	常盤繁範	主たる事務所の所在地	北葛城郡河合町 大字大輪田20 32	北葛城郡河合町 大字大輪田20 7	令和5年11月1日